

☆\*\*\*\*\*

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】政府税制調査会、老後の資産形成について議論

☆\*\*\*\*\*

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

政府税制調査会は、2018年10月23日に総会を開き、個人所得課税に関して老後の資産形成、およびそれに関する税制について議論を行いました。

<議題>

1. 「論点整理」で示された方向性
2. 老後に備える資産形成について
  - (1) 高齢者の所得・貯蓄率の状況
  - (2) 諸制度の概観
3. 企業年金・個人年金等に係る税制について
4. 貯蓄・投資に係る税制について

○政府税調が2015年11月にまとめた「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」では、老後の生活に備えるための個人の自助努力に関連する現行の税制上の仕組みである（1）財形年金貯蓄やNISAなどの金融所得に関する非課税制度、（2）企業年金・個人年金等に関連する諸制度について検討を進めることとしています。

その中では、論点として、

- ・個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築
- ・拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方
- ・給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランス
- ・金融所得課税の一体化を進める中での、勤労所得との間の負担の公平感が挙げられています。

○また、与党が2017年12月にまとめた「平成30年度税制改正大綱」では、

- ・老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど、公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。
- ・金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

とされました。

○今回の会合では、主な私的年金制度（DB・企業型DC・個人型DC）や非課税貯蓄・投資制度（NISA、財形貯蓄）の概要とそれに関する税制、および海外の制度・税制について。事務局による整理が示され、議論が行われました。

この中で、森戸英幸氏（慶応義塾大学教授）から、「引退後所得保障制度に関するコメント」として、

- ・中小企業を中心に企業年金のない被用者が増加する中で、企業年金に限らず、国民の引退後所得保障を図る視点が必要。
- ・全国民について、個人別に老後のための非課税貯蓄枠を設ける。

といった意見が示されました。

○今後、政府税調では、来年にかけて専門家会合等によって具体的な検討を進める方針とされています。

当日の資料は、次の内閣府HPでご確認ください。

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai.html>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（D a i l y市場レポート、臨時市場レポート、第1 特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp